

# 貨物管理責任者研修

## ～貨物管理のリーダーとして～

平成26年度  
監視部保税地域監督官

- ◆ 社内管理規定(CP)
- ◆ 貨物管理者(倉主)と貨物管理
- ◆ 貨物管理責任者の業務
- ◆ 内部監査との関係
- ◆ 保税地域に対する処分
- ◆ 非違事例と防止策
- ◆ 基本動作

# 社内管理規定(CP)の概要

## ● CPの目的

- ・ 保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、
- ・ もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、
- ・ 社内管理規定を整備する。



# 社内管理責任体制

保税業務社内管理体制組織図

**現場のトップ!**

保税地域名称：  
所在地：

TEL：

平成 年 日

社内管理体制	総合責任者		職名		氏名		
	貨物管理責任者		職名		氏名		
	搬入管理	蔵置管理	取扱管理	搬出管理	記帳管理	顧客管理	委託管理
	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名
	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名	担当責任者 職名 氏名
	委託内容	委託内容	委託内容	委託内容	委託内容	委託内容	委託内容
	貨物管理 手続	1 搬入関係書類と貨物と対査確認を行う。 2 貨物の異常、数量の過不足等があった場合には貨物管理責任者へ報告する。	1 外貨と内貨とが混同しないように区分して蔵置、外貨には「差札」を付する。 2 異常があった場合には貨物管理責任者へ報告する。	1 取扱いを行う場合、立会等を行う。 2 取扱者に不審点があった場合は貨物管理責任者へ報告する。	1 許可書等と貨物との対査確認を行う。 2 貨物の異常等があった場合は貨物管理責任者へ報告する。	1 貨物の動静を正確に記帳する。 2 台帳及び関係書類を適切に保管する。	1 顧客に関する経営状態、資質及び信用度合いを把握するなど、顧客に対する管理を適切に行う。 2 業務委託に関する適切な指示・監督を行う。
内部監査人	職名		氏名		連絡先 税関支署 保税担当部門 TEL：		
税関連絡担当者	職名		氏名				

# 貨物管理者(倉主)とは

## ■貨物管理者(倉主)とは、

- ・ 性善説に基づき、
- ・ 自らの名において貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、
- ・ 関税関係法令の各規定を遵守しつつ、
- ・ 自己の責任により適正な貨物管理(搬出入時の対査、蔵置管理)を行い、
- ・ 保税台帳に法令が求めている項目を迅速、確実に記帳する者とすることができます。



① 許可保税地域(蔵置場、工場、展示場及び総合保税地域)

⇒ 被許可者 ⇒ 貨物管理者(倉主)

② 指定保税地域

⇒ 貨物を管理する者(法第41条の2) ⇒ 貨物管理者(倉主)

# 貨物管理を行うとは ①

## ■具体的に表現すると 貨物管理を行うとは、

- 貨物を搬入する場合には、貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、搬入作業予定、荷捌明細(蔵置場所の選定、搬入準備)を決定し、ポートノート、保税運送承認書等、搬入関係書類と現品との対査確認のうえ、貨物の搬入を行い、その結果を記帳すること
- 在庫管理中は、在庫の確認、蔵置期間の確認及び取扱い等を行うこと
- 搬出については、貨主からの出庫依頼に基づき、出庫作業予定、荷捌き明細(荷捌き、フォークリフト、配送等の手配)を決定し、デリバリーオーダー、輸入許可書、保税運送承認書等、搬出関係書類と現品との対査確認のうえ、貨物の搬出を行い、その結果を記帳すること



と表現することができます。

# 貨物管理を行うとは ②

■ 関税法は、倉主に関して、記帳義務(法第34条の2)、業務遂行能力等の許可要件(法第43条)、亡失貨物に係る関税納付義務(法第45条)及び処分(法第48条)のみを定めており、貨物の搬出入時の立会い及び在庫管理を義務とした明文の規定を置いていません。

これは、貨物の搬出入及び在庫状況の事実が化体しているのが「保税台帳」であり、倉主に記帳義務を課すことで貨物の状況が明らかとなり、同法の予定する適正な貨物管理を確保しうるとの考え方によるものです。

それで、記帳義務違反が多いんですね！

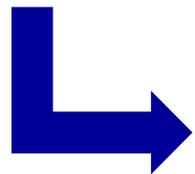


# 貨物管理責任者の業務と責任

【社内管理規定の整備：基本通達34の2-9(2)ロ】

## ◆貨物管理責任者とは

社内管理規定において、倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う者と規定されています。



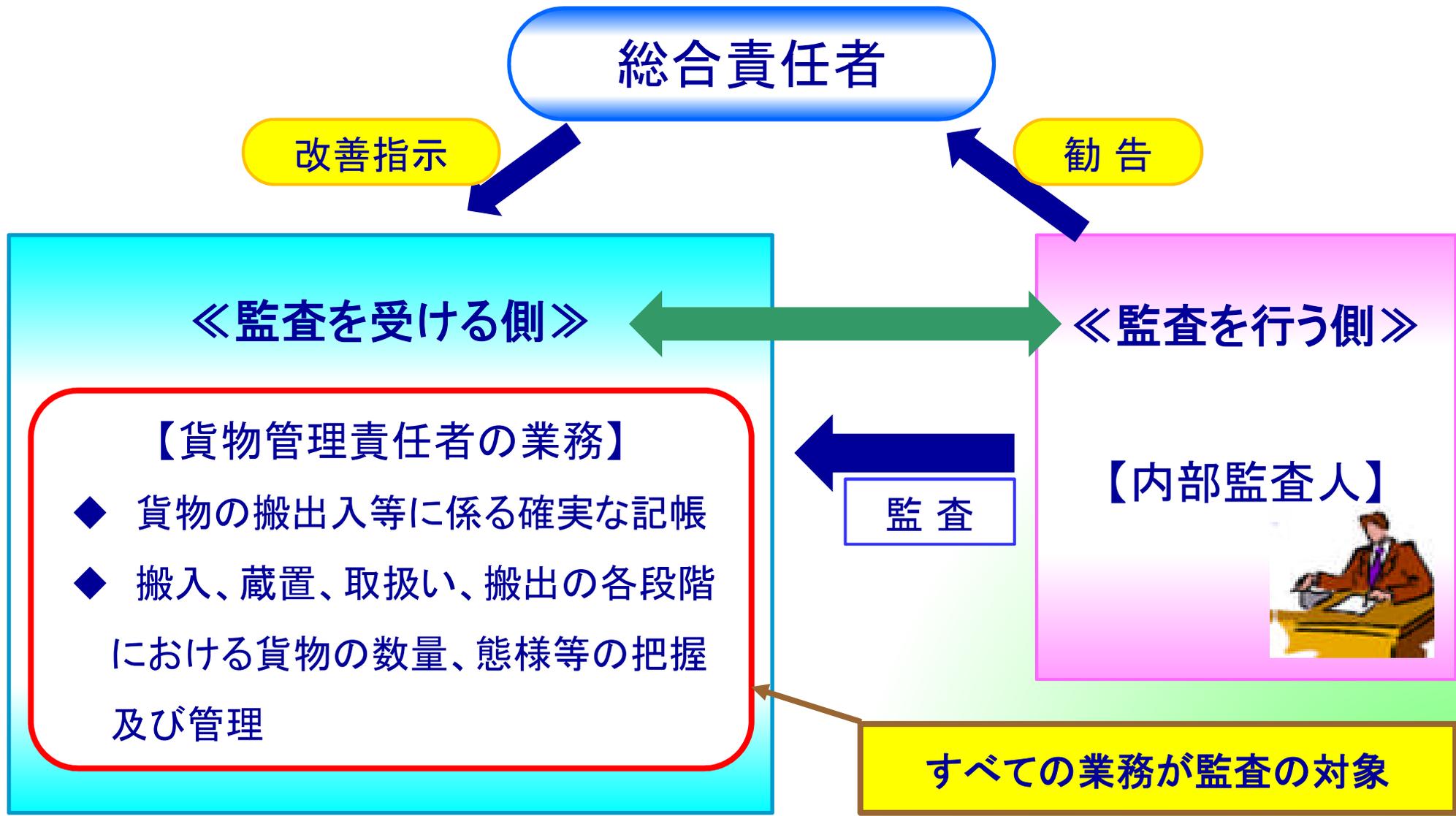
貨物に異常があった場合、例えば、搬入時に数量の相違があった場合には、搬入担当者から **貨物管理責任者** へ通報され、**貨物管理責任者** から税関に報告することとなっている保税地域が一般的である。

つまり、貨物管理責任者の行動、資質(保税知識の有無等)によって、当該保税地域の貨物管理の適正さが左右されることになり、貨物管理の「**要**」であり、貨物管理責任者の責任は重大です。

これが、**現場のトップ** といわれる所以です。



# 内部監査との関係



## 【保税蔵置場の許可要件(法第43条)】(抜粋)

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保税蔵置場の許可をしないことができる。

- ① 保税地域の許可を取り消された者で3年を経過していない場合
- ② 関税法違反により通告処分等を受けた者で3年を経過していない場合
- ③ 関税法以外の法律により禁錮以上の刑に処せられた者等で2年を経過していない場合
- ④ 暴力団員による不正防止等の法律に違反した等で2年を経過していない場合
- ⑤ 暴力団員等である者場合
- ⑥ 通告処分等を受けた者、関税法以外の法令による禁錮刑以上の処罰を受けた者及び暴力団等関連者を役員、支配人等として使用している場合
- ⑦ 暴力団等から支配されている者
- ⑧ 資力及び保税蔵置場の業務を遂行できる能力があると認められない場合
- ⑨ 場所の位置、又は、施設が不適當な場合
- ⑩ 利用の見込み、価値が少ない場合

# 保税蔵置場に対する処分

## 【法第48条(許可の取消し等)】

税関長は、次の各号の **いずれかに該当する場合** においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

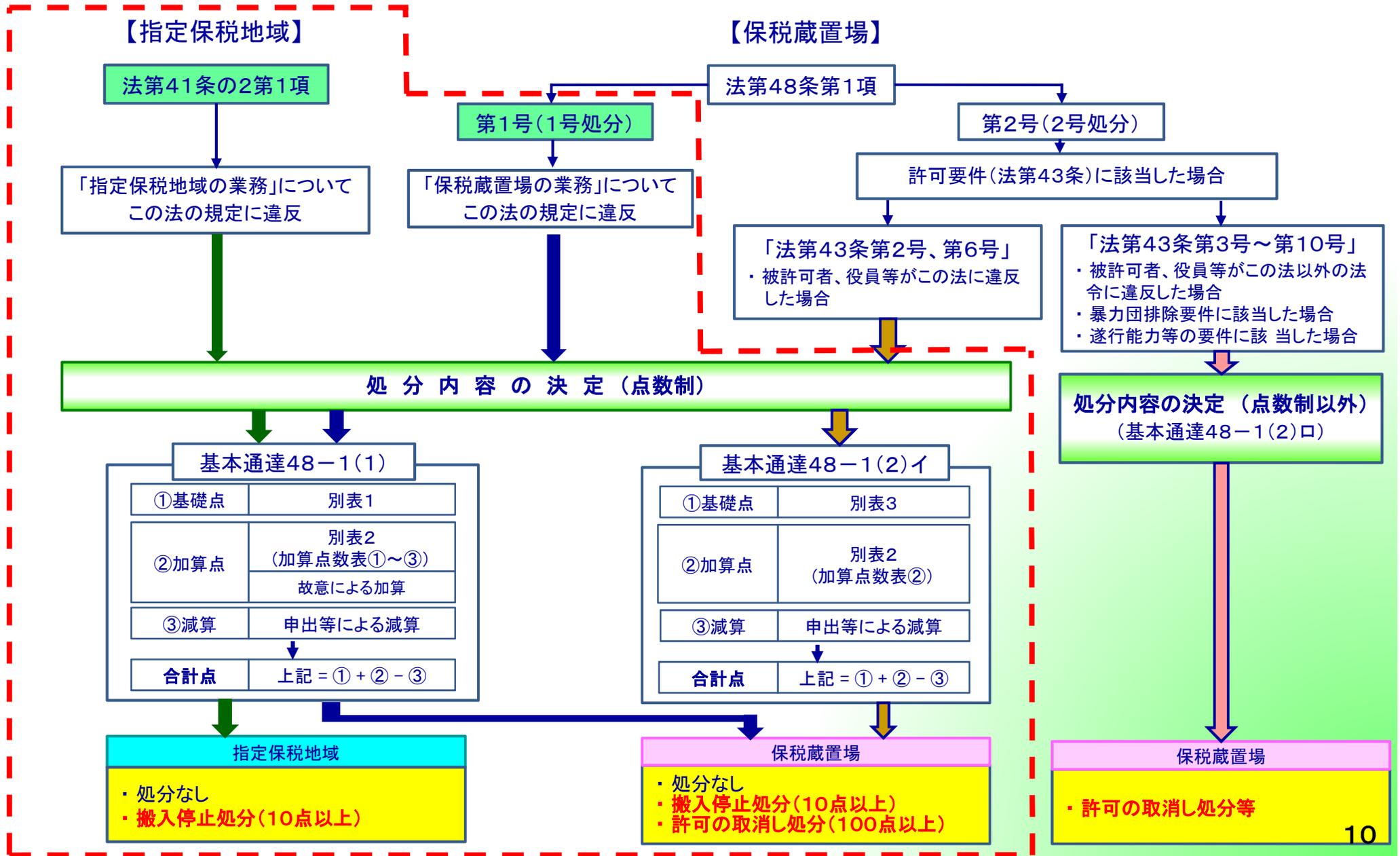
通称、ヨンパチ処分と称しています！



① 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税蔵置場の業務について この法律の規定に違反したとき (1号処分)

② 被許可者が許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき(2号処分)

# 保税地域に対する処分の流れ



# 具体的な処分事例-1号処分-①

◆ 被許可者、役員及び従業者等が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき

処分対象

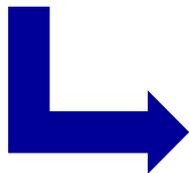


違反(非違)があった蔵置場のみ

## 事例1)

保税蔵置場に搬入された外国貨物(冷凍魚)について、長期保管する予定だったため、蔵入承認(IS)を受け、蔵置していたが、その後、担当者が交代し、適切な引継ぎがなく、また、貨物情報もなくなっていたため、蔵入承認の日から2年を経過しているにも関わらず、蔵置期間延長承認の申請手続きを怠っていたことが税関の業務検査で発覚。

(当該蔵置場では **半年前** に冷凍室を2室に仕切る工事について届出を行っていなかった非違がある)



- 基礎点数 : 3点
- 加算点数 : 10点
- 合計点数 : 13点



■ 合計点数が10点を超えているため、**3日の搬入停止**となります。

## 【ポイント】

- 蔵入承認(IS)後は貨物情報が削除されるのでマニュアルによる台帳が必要となります。
- 担当者の変更時には確実な引継ぎが重要ですので、貨物管理責任者も引継内容を確認していただければと思います。

# 具体的な処分事例-1号処分-②

## 事例2)

A保税蔵置場は、中古自動車の輸出に利用されており、件数も多いため、NACCS管理資料を保税台帳としている。また、昨年5月から管理資料取得漏れ防止に万全を期すため、保税管理資料保存サービスに加入し、5年間の管理資料の保存を可能としていた。

今般、税関による業務検査の結果、30件の管理資料の取得漏れがあり、記帳義務違反と指摘された。(原因は、NACCS業務担当者が交代し、後任の担当者が輸出許可済貨物の搬出登録(BOC)を行っていなかったため。)



最近、本事例の登録忘れが増えていますので注意願います！

2点×3

- 基礎点数 : 6点
- 合計点数 : 6点

これからは注意します。



■合計点数が10点以下であるので、実質処分はありませんが、今後3年間に非違があった場合、点数が加算される状況になります。

## 【ポイント】

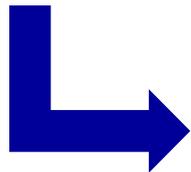
- NACCS業務は適時・的確な登録を行わないと、管理資料に反映されませんので注意しましょう。

# 具体的な処分事例-1号処分-③

## 事例3)

B社は既存の保税蔵置場(3箇所)を有しているが、昨年から製材の取扱増加に伴い、既存の保税蔵置場では対応できなくなったことから、本年4月に自社倉庫の一部について、新規に保税蔵置場の許可を受けて製材の輸入通関に活用していた。

本年5月、取締強化期間のため、税関の保税職員が蔵置確認に赴いた際、蔵置場の区域以外に輸入許可未済の製材が置かれていたところを発見した。  
(原因は、蔵置場の担当者が倉庫のすべてについて蔵置場として許可を受けているものと思い込んでいたことによるものであった。)



- 基礎点数 : 3点
- 合計点数 : 3点

■ 合計点数が10点以下であるので、実質処分はありませんが、今後3年間に非違があった場合、点数が加算される状況になります。

### 【ポイント】

- 保税地域のエリアの確認は基本中の基本ですので十分確認等をしていただくようお願いします。

# 具体的な処分事例-1号処分-④

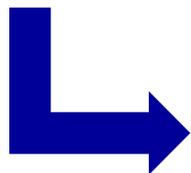
## 事例4)

D社は本年1月に2箇所目となる蔵置場(G倉庫)の許可を受け、衣類、雑貨等の混載貨物を取扱っており、通常、通関業者が内容点検を行った後、輸入申告を行っている。

また、保税台帳は、件数が月に10件程度であるため、マニュアルの帳簿としている。

今般、税関の保税職員による初めての業務検査が実施されたところ、通関業者が内容点検を行っているにも関わらず、その取扱の事実(55件)を台帳に記載していないことが判明。(原因は、担当者の知識不足によるものであった)

D社は、速やかに同社の保税担当者を集め、原因の究明、再発防止策を検討し、翌日保税部門に改善計画書を提出した。



- 基礎点数 : 12点
- 減算 : 10点
- 合計点数 : 2点

2点×6

■速やかに改善措置が講じられた場合は10点を限度に減算されることがあります。  
また、実質処分はないが、今後3年間に非違があった場合は点数が加算される状況となります。

## 【ポイント】

- 定期的な研修等により、記帳義務の内容(項目)を確認していただくようお願いします。

# 具体的な処分事例-指定保税地域

◆ 指定保税地域の業務について、貨物管理者等が関税法の規定に違反した場合

処分対象



違反した貨物管理者が管理している同一指定保税地域のすべて

具体例)

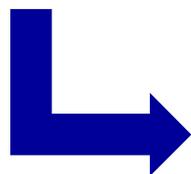
S社は、A港の指定保税地域であるCY及び市営上屋3箇所において外国貨物等の貨物管理を行っている。



同社は、保税業務を原則、NACCSにより行っており、保税台帳もNACCS管理資料としている。

今般、同社の内部監査人による内部監査を実施したところ、上記のCYにて輸出入許可のNACCS管理資料を600件、取得していないことが判明したことから、直ちにH税関支署保税部門に申し出を行うとともに、速やかに再発防止策を講じた。

(原因は、担当者のチェックが不十分であったことによるものであった。)



○ 基礎点数	:	120点
○ 減算(申出)	:	60点
○ 減算(改善措置)	:	10点
○ 合計点数	:	50点

40日搬入停止！  
A港が使えない！  
どうしよう??



■ 合計点数が10点を超えているため、40日の搬入停止！！

つづき

# 具体的な処分事例-指定保税地域

- ◆ 指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者(本事例ではS社)が管理している

**CY、市営上屋等の指定保税地域のすべてが対象**

となりますので注意願います！！

**最悪、物流が  
ストップする！**

## 【長期蔵置報告書の提出忘れ】

C社は、北九州市内に所在する市営上屋(指定保税地域:NACCS未参加)を主に中国来貨物(衣類、雑貨等)の蔵置、通関場所として利用している。

平成26年3月15日、中国来の衣類100CTが太刀浦CYから保税運送にて運搬され、同日、搬入された。

同上屋の貨物管理責任者Aは、同貨物について荷主から「4月上旬に通関予定」の連絡を受けていたことから搬入後、蔵置担当者Bに「少し長い期間、蔵置することになる」旨を伝えた。

その後、貨物管理責任者Aは、同社で毎年実施している、物流担当者向の研修会(4月12日から5月13日)に参加し、5月14日から通常勤務となり、同日午前8時に出勤し、上屋内に3月15日に搬入された中国来の衣類が蔵置されていたため、通関の有無を確認したところ、未通関(蔵置期間:1ヶ月超過)であり、関税法基本通達34の2-1(3)口に基づく、「長期蔵置貨物報告書(C-3030)」を保税部門に提出することを失念していたことが発覚した。



問)

本事案について、C社は税関からどのような処分が行われるのでしょうか。

解答)

# 非違発生要因

- 人は間違いをします。保税業務も例外ではありません。

実際、「非違」のほとんどはヒューマンエラーです。

具体的には、担当者における

- ▼ 知識不足
- ▼ 思込み
- ▼ 引継不十分

がほとんどです。

つまり、**基本動作の不徹底**が最大の要因です。

## 防止策

- 貨物管理の「かなめ」である「貨物管理責任者」が各段階において、適正かつ確実に関与することが大事と思います。
- 充実した社内研修・教育を継続的に行うことが有効と思います。
- 厳正な内部監査の実施が重要と思います。

## 保税の基本動作

- ▼ 搬出入時の対査確認
- ▼ 蔵置確認(蔵置期間、区分蔵置、さし札)
- ▼ 確実・迅速な記帳(NACCSにおける各業務の登録)

最後になりますが  
不明な点があれば、まず、保税部門へ相談ください！